

## 障害児福祉手当・特別障害者手当の対象となる障害の程度

区分	障害児福祉手当	特別障害者手当
視 覚	両目の視力が0.02以下のもの	両目の視力が0.04以下のもの
聴 覚	両耳の張力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの	両耳の聴力のレベルが100デシベル以下のもの
上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
下 肢	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を1/2以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
その他	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
精 神	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの
重 複 障 害	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの	

※特別障害者手当については原則として、各障害区分の重複しているものとする。